

勝間小学校 地震対策計画・南海トラフ地震対策計画

令和3年4月1日

地震が発生した場合の対応

1 教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容

(1) 教職員の動員体制

○第一次配備

配備基準	・三豊市内で震度4の地震が発生したとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	各班長は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	各班長は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り勝間小学校に赴き、業務の補助を行う。

○第二次配備

配備基準	・県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・東南海地震の単独発生を受けて災害対策本部が設置されたとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	各班長は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	各班長は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り勝間小学校に赴き、業務の補助を行う。

○第三次配備

配備基準	・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・香川県に大津波警報が発表されたとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	全教職員は、直ちに配備につく。	全教職員は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。

(2) 学校災害対策本部の業務内容

市の災害対策本部設置時に、学校災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その組織形態及び業務については、概ね次のとおりとする。

（○：班長）

総括・搬出班

校長・○教頭・教務・事務・用務

- ・校内放送等による連絡や指示
- ・応急対策の決定
- ・各班との連絡調整
- ・学校の設置者、市町、PTA等との連絡調整、報告
- ・報道機関等との連絡、対応
- ・情報収集
- ・非常持出し品の搬出
- ・記録日誌の記入

避難誘導班

○小野・明地・河田・山地・森す

- ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導
- ・行方不明の児童等、教職員を本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導

警備・消火班

○矢野・戸倉・村田

- ・被害状況の把握
- ・初期消火、安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

救護班

○合田・安藤・磯崎け・磯崎の・前川

- ・応急手当の実施
- ・応急手当備品の確認
- ・負傷や応急手当の記録
- ・負傷者等の医療機関への送致・連絡
- ・負傷者の救出、救命
- ・負傷者や危険箇所等の通報
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

通報連絡班

○教頭・各担任・事務

- ・引き渡し場所の指定
- ・児童等の引き渡し作業（保護者や後見人が到着後すぐに）
- ・身元確認

応急復旧班

○森あ・西川

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達、管理
- ・危険箇所の処理及び立入禁止措置
- ・避難場所の安全確認

避難所支援班

○教頭・教務

- ・市及び関係する自主防災組織等と連携して、避難所の運営支援

地震が発生した場合の基本対応

(1) 在校時

安
全
確
保

教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ★☆的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★☆
- ・使用している火気の消火、出口の確保をする。
- 《揺れがおさまったら》
- ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。

児童等

【教室】

- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ・あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。

【廊下・階段】

- ・できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

【体育館】

- ・中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。

【運動場】

- ・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場南側に避難する。

《揺れがおさまったら》

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避
難
誘
導

総括（校長等）

- ・全校生に避難指示をする（運動場南側）。

（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）

教職員

- ・児童の状況を速やかに掌握する。
 - ・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
 - ・避難途中、普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
 - ・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
 - ・児童の不安を緩和する。
 - ・援助を要する児童等への対応には十分配慮する。（特別支援学級担任中心）
- ★★的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」★★
- ・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。
 - ・校内にいる人員を把握する。

児童等

- ・頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安
否
確
認

教職員

- ・人数と安否を確認し、本部に報告する。
- *学級ごとに整列させる。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。
 - ・病院等の医療機関との連携を図る。
 - ・児童等の不安を緩和する。

○児童等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策
本 部 設 置

総括（校長等）・教職員

- ・役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況
把 握

教職員

- ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
(張り紙、ロープなど)

情報の 収集・伝達

状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し

総括（校長等）

- 被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- 校区内の被災状況の確認に努める。（市、自主防災組織と連携）

教職員

- 保護者へ連絡をとる。

保護者会で説明（児童の引渡し方法確認）

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になつた場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。）

状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し

- 名簿でチェックし、児童を保護者に引き渡す。
- 保護者と連絡が取れない児童等は、学校で待機させる。

児童等

- 帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

火元の 確認

教職員

- 出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。
- 薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護 ・ 救出救助

教職員・児童等

- 養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。
- 市、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- 安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。
- 市、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童等の救出救助を行う。

地域自主 防災活動 への協力

教職員・児童等

- 教職員は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。
- 市、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

(2) 登下校時

安 全 確 保	教職員
	<ul style="list-style-type: none">すでに登校（園）している児童等に、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。避難誘導については、在校時と同じ対応をとる。 《揺れがおさまったら》<ul style="list-style-type: none">火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。登下校中の児童の安全確認をする。
	児童等
	<ul style="list-style-type: none">近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。★ブロック塀、自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。★ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難する。 学校・自宅・指定避難所等の中でできるだけ高い所へ避難する。★山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難する。学校へ避難した場合は、校庭等の安全な場所へ避難する。自宅に帰ったり指定避難所に避難したりした場合は、できるだけ早く学校へ連する。

○児童等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策 本 部 設 置	教職員 <ul style="list-style-type: none">あらかじめ決められていた役割分担に従って行動を開始する。避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
安否確認	教職員 <ul style="list-style-type: none">児童の所在を確認する。校内、通学路、避難場所を確認する。
被害状況 把 握	教職員 <ul style="list-style-type: none">施設の被害状況を調査し、本部へ報告する。安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
情 報 の 収集・伝達	総括（校長等） <ul style="list-style-type: none">被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。校区内の状況の確認に努める。（市、自主防災組織と連携）

状況に応じた 児童の 保護者への 引き渡し

教職員

- ・保護者へ連絡をとる。

保護者会で説明（児童の引渡し方法確認）

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。）

- ・名簿でチェックし、児童を保護者へ引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない児童等は、学校で待機させる。

児童等

- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

(3) 学校外の諸活動時

安全確保

総括（校長等）・教職員

- ・地形や周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ・ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難するよう指示する。
- ・山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難するよう指示する。

児童等

- ・安全な場所に身を伏せる。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（校長等）・教職員

- ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所等の安全な場所に避難誘導する。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・児童の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。
- ・テレビ、ラジオ、電話等で地元の被害状況を把握する。
- ・関係機関に救援を要請する。

児童等

- ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。
- ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

○児童が安全に避難した後の学校等の対応

情報の
収集・伝達
対応の決定

総括（校長等）・教職員（被災現場での対応）

- ・状況を学校に報告する。
- ・県外にいる場合は、学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受ける。

総括（校長等）・教職員（学校での対応）

- ・教育委員会への状況の報告とともに保護者へ連絡する。
- ・教育委員会の指示を受け、地元公共機関へ救援を要請する。

(4) 在宅時（児童等）

学校災害対策 本部設置	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">配備基準に従って所属校に参集し学校災害対策本部を設置する。参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、行動を開始する。
被害状況 把握	教職員 <ul style="list-style-type: none">教職員の安否を確認する。学校内にいる児童等の安否確認をする。学校の被害状況を確認する。児童等の安否確認をする。
情報の 収集・伝達 被害状況報告	児童等 <ul style="list-style-type: none">できるだけ早く、状況について学校に連絡する。 教職員 <ul style="list-style-type: none">地震規模、余震状況、二次災害等の情報を収集する。安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。校区内の被災状況、危険箇所等の情報を収集する。教育委員会に被害状況を報告する。

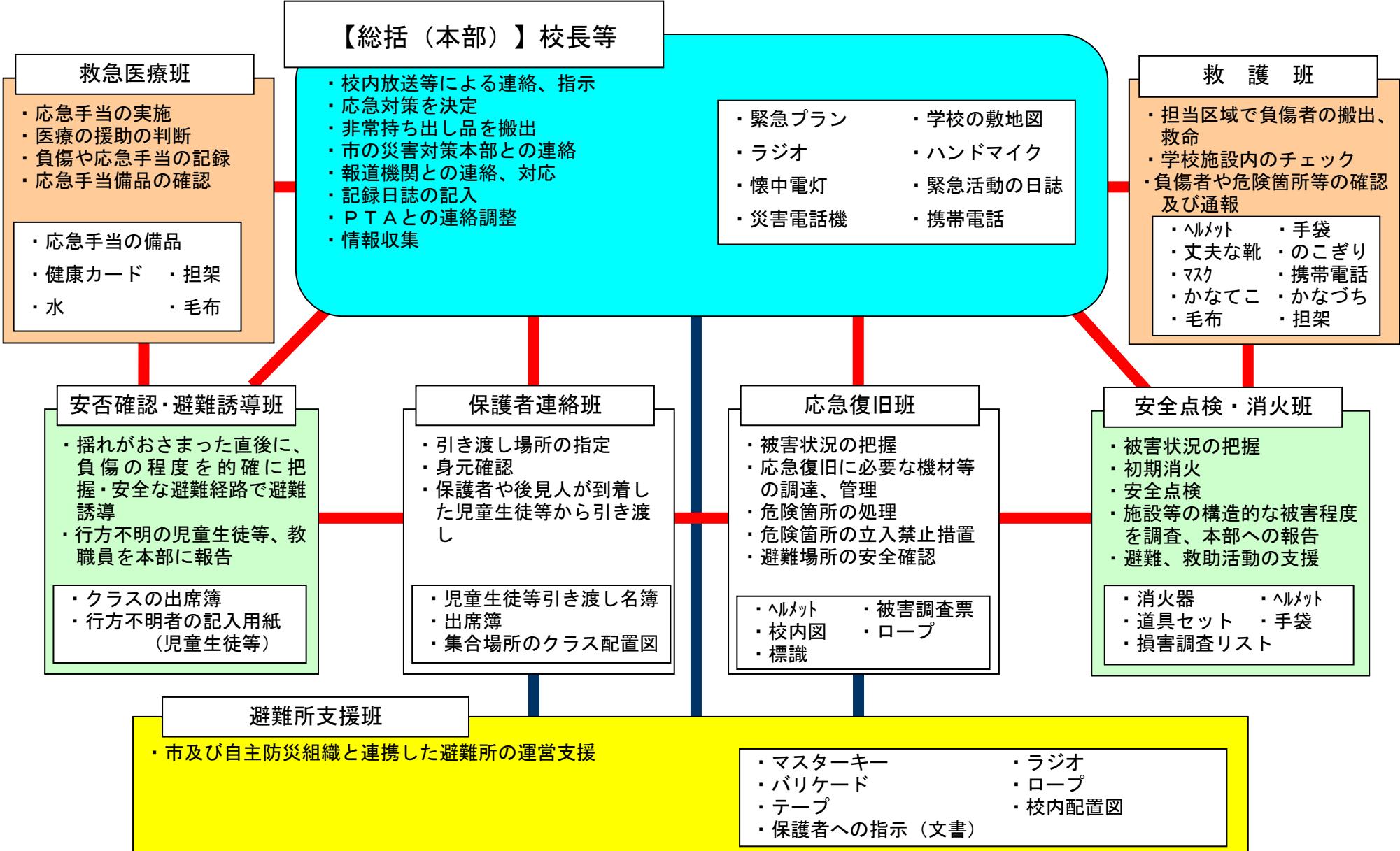
(5) 児童等の保護者への引き渡し（保護者連絡班）

被害状況 把握	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">施設の被害状況を調査する。安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
校区の 状況把握	総括（校長等）・教職員 <ul style="list-style-type: none">通学路とその周辺の被害状況を把握する。校区内の家屋の損壊状況や交通機関の運行状況を把握する。

★★下校の判断：「帰宅か保護か」「集団下校か引き渡しか」
情報収集を十分に行うとともに、児童等の自宅の地理的状況も考え方判断する★★

状況に応じた 児童の 保護者への 引き渡し	教職員 <ul style="list-style-type: none">保護者へ連絡をとる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">保護者会で説明（児童の引渡し方法確認）<p>「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。）</p></div> <ul style="list-style-type: none">保護者不在の児童については、学校で待機させる。名簿でチェックし、保護者に引き渡す。連絡が取れない児童については、保護を継続する。
--------------------------------	---

学校災害本部の設置



学校災害本部の対応

第一段階（地震発生時）

- 総括（校長等）は、校内放送（通電時）又はハンドマイクで対応を指示する。
＊避難場所、避難経路等についての指示
- 警備・消火班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第二段階（避難終了時）

- 教職員は、児童の人数確認と安否確認をする。
- 総括（校長等）は、学校周囲の状況把握を行う。
- 応急医療班、救護班を中心に、負傷者の確認と応急手当を行い、必要に応じて医療機関へ搬送する。
- 避難誘導班、警備・消火班、救護班はそれぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第三段階（地震がおさまった時）

- 総括（校長等）は、テレビ・ラジオ・電話などで地元の地震情報や津波情報などを収集する。
- 警備・消火班、応急復旧班が中心となって、施設の被害状況を調査する。
- 応急復旧班は、安全確認・危険箇所の立入禁止措置を実施する。
- 総括（校長等）は、教育委員会に被害状況の報告し、指示を受ける。
- 学校から保護者に被害状況・引き渡し等について連絡する。
- 児童等を名簿でチェックし、保護者等へ引き渡す。
- 救護班、通報連絡班、応急復旧班、避難所支援班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

災害発生時の初期段階における学校の避難所支援の対応

1 避難所支援班の設置

- 避難所支援班の設置
- 避難所となる施設内（体育館、空き教室、グラウンド等）に、避難者による避難所運営本部の設置に協力

2 施設開放区域の明示

- 学校管理に必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示（校長室、事務室、職員室等の非開放区域を決定する。）
- 災害時要援護者への配慮（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）

3 避難者の誘導

- ホイッスル、腕章、ハンドマイク等を使用し誘導

4 初期のライフライン関連事項の対応

- し尿処理
- トイレの使用可能状況を調査（水が出ないが排水管が使用可能な場合）
- トイレ用水の確保（汚物を流すための水確保：プールや河川などの水を利用する）

〈使用不可能な場合〉

- 仮設トイレの設置を、市町災害対策本部に要請
- ゴミの処理
- 屋外にゴミ集積場を設置（清掃車の出入りしやすい場所）
- ゴミの分別徹底
- 救援物資の受け入れと配給の手伝い
- 救援物資の受け入れ（物資の種類と在庫数の把握）
- 配給の手伝いは、災害時要援護者を優先、平等に実施

5 避難所運営組織づくり等への支援

- 運営本部長、副本部長の選出助言
- 生活の基本ルールを決めるように助言
- 飲酒・喫煙の禁止
- 火気使用の制限
- ペットの居室部分への持込禁止、飼育者による管理の徹底
- 情報交換会議を毎日、定時に実施するよう運営組織と連携・対応
- 情報掲示板を準備し、連絡事項・広報事項を明示

避難者来校時は、まずグラウンド等に誘導し、開放区域に誘導します。（開放区域以外には入室させないよう留意）

発災後、電気・ガス・水道は供給停止になり、復旧に時間がかかることが予想され、施設設備等の利用が制約を受ける場合があります。

生活用水を有効に利用するため、使用したトイレットペーパーはゴミ袋に捨てるなどの工夫した対応が必要です。

6 避難者名簿づくりへの支援

- 避難所運営本部と協力した避難者名簿の作成（氏名、性別、年齢、住所、家族構成）

避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、早急に名簿を作成する必要があります。